

国立研究開発法人農業環境技術研究所の 各事業年度に係る業務の実績に関する評価基準

平成27年6月30日
農林水産省農林水産技術会議事務局長

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6の規定に基づき、国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「法人」という。）における各事業年度に係る業務の実績に関して行う評価については、「農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知）」に定めるもののほか、以下の基準により実施する。

1 評価単位

評価を行う最小単位（以下、「評価単位」という。）は、原則として、中長期計画の中項目とする。

ただし、「第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」、「第4 短期借入金の限度額」、「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」、「第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第7 剰余金の使途」については、大項目を評価単位とする。また、中項目「第2-1 試験及び研究並びに調査」については、「(1) 研究の重点的推進」における大課題（中長期計画の最小区分）等を経営単位とする。

なお、第4、第5、第6、第7及び第8-5「積立金の処分に関する事項」については、実績があった場合に評価を行う。

評価票及び上記に基づき設定した評価単位を付表1に示す。

2 評価の視点及び評価軸

「国立研究開発法人の評価に関する評価軸の設定について」（平成26年12月8日付け事務連絡内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（企画担当））によれば、「平成28年4月に新たな中長期目標の開始が予定され、平成27年度に見込評価を行わなければならない法人については、これまでの運用の継続性等を考慮し、新中長期目標における評価軸の設定に注力することは適切な対応だと考えられる。」とされている。これを踏まえ、平成27年度及び平成28年度に行う評価については下記の要領で実施することで、評価軸等による評価に替えることとする。

原則として、評価単位ごとに達成度合いを判断するための指標を設定し、これら指標に係る取組状況を勘案して評価を行う。指標は付表2に示す。ただし、試験研究部分（中長期計画「第2-1 試験及び研究並びに調査」をいう。以下同じ。）については、指標を定めず、「具体的な年次目標を記載した工程表」や年度計画に掲げられた内容を参考としつつ、中長期計画に掲げられた内容に照らして評価を行う。

なお、試験研究部分の評価に当たっては、目指すべき研究成果の社会・経済に対する貢献、学術進展へのインパクトや新たな発展の可能性からみた特筆すべき業績、行政ニーズへの機動的対応など試験研究に対する社会的要請についても勘案する。

3 評定

指針の「Ⅲ-7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分」において定められたとおりとする。

4 総合評定の方法

総合評定は以下の手順により行うものとする。

評価単位より上位の項目（大項目等）及び機関の総合評価に当たっては、各評価単位の評価結果を反映し、かつ項目間における業務の性質の相違を考慮するため、以下のとおり、上位項目の評定を算出し、それを勘案して評価を行うものとする。

ア 各段階の評価結果を以下の基準により点数化する。

S：4点 A：3点 B：2点 C：1点 D：0点

イ 評価単位から大項目までの各段階で項目間のウェイトを設定し、アにおける点数をウェイトに基づき加重平均することにより上位の項目の点数を算出する。ただし、「第2－1 試験及び研究並びに調査」における各評価単位のウェイトは、毎年度、各評価単位に関連する予算額等を考慮して設定する。

ウ イで算出した点数により以下のとおり評定を付す。

〈点数によるランク分けの基準〉

3.5以上：S 2.5以上3.5未満：A 1.5以上2.5未満：B

0.5以上1.5未満：C 0.5未満：D

5 法人による自己評価

（1）自己評価の実施

法人は、主務大臣による評価を受けようとするときは、本基準に定める方法により自己評価を行い、その結果を、業務実績報告とあわせ、6月末までに農林水産技術会議事務局長に提出するものとする。

（2）自己評価の方法

法人は、試験研究部分について、大課題ごとに自己評価を行うものとする。ただし、主務大臣が行う評価に支障がない範囲で、当該年度の研究実績に応じて、効率的に評価を行える区分を設定できるものとする。試験研究部分以外については、原則として1の評価単位ごとに自己評価を行うものとする。

自己評価を行う際は、本基準に従って実施するものとする。

付表 1（国立研究開発法人 年度評価 項目別評価総括表様式）

中長期計画		年度評価					項目別 調査No.	備考
		x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度		
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置								
1－1	経費の削減							※
1－2	評価・点検の実施と反映							※
1－3	研究資源の効率的利用及び充実・高度化							※
1－4	研究支援部門の効率化及び充実・高度化							※
1－5	産学官連携、協力の促進・強化							※
1－6	海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化							※
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
2－1	試験及び研究並びに調査（別表）							
2－2	行政部局との連携							※
2－3	研究成果の公表、普及の促進							※
2－4	専門研究分野を活かしたその他の社会貢献							※
第 3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画								※
第 4 短期借入金の限度額								※
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画								※
第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画								※
第 7 剰余金の使途								※
第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項等								
8－1	施設及び設備に関する計画							※
8－2	人事に関する計画							※
8－3	法令遵守など内部統制の充実・強化							※
8－4	環境対策・安全管理の推進							※
8－5	積立金の処分に関する事項							※

注：備考欄に※があるものは評価を行う最小単位

付表 1 (国立研究開発法人 年度評価 項目別評定総括表様式 (試験及び研究並びに調査))

		年度評価					項目別 調書No.	備考
		x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度		
第 2 - 1 試験及び研究並びに調査								
	1. 地球規模環境変動と農業活動の相互作用に関する研究							※
	2. 農業生態系における生物多様性の変動機構及び生態機構の解明に関する研究							※
	3. 農業生態系における化学物質の動態とリスク低減に関する研究							※
	4. 農業環境インベントリーの高度化							※

注：備考欄に※があるものは評価を行う最小単位

**国立研究開発法人農業環境技術研究所の評価基準における指標
(中長期計画第1、第2－2～4、第3～第8部分)**

中長期目標 (平成23年3月2日制定)	中長期計画 (平成23年3月31日制定認可、 平成23年6月30日変更認可)	評価単位ごとの指標 (評価のポイント)
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標 を達成するためとるべき措置	
1. 経費の削減 (1) 一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行う。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除くこととする。 ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）	1. 経費の削減 (1) 一般管理費等の削減 ① 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないかあらためて検証し、適切な見直しを行う。 ② 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度において、平成17年度と比較して、研究所全体の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除くこととする。 （ア）競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 （イ）任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者	(指標1－1) ア 法人における業務経費、一般管理費の削減に向けた取組が行われているか。数値目標は達成されたか。 イ 法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由及び講ずる措置が明確にされているか。また、検証結果を公表しているか。 ウ 人件費削減目標の達成に向けた具体的な取組が行われているか。また、数値目標は達成されたか。

(2) 契約の見直し 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえ、契約の適正化を進めるとともに、経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。	及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。) (2) 契約の見直し ① 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえた随意契約等見直し計画に基づき、競争性のない随意契約を徹底して見直すとともに、一般競争入札等においては、一者応札・応募の改善等に取り組む。 ② 経費削減の観点から、他の独立行政法人の事例等をも参考にしつつ、複数年契約の活用など契約方法の見直し等を行う。 ③ 密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。	エ 契約方式等、契約に係る規程類は適切に整備、運用されているか。契約事務手続に係る執行体制や審査体制の整備・執行等が適切に行われているか。 オ 競争性のない随意契約の見直しや一般競争入札における一者応札・応募の改善にむけた取組が行われているか。 カ 契約の競争性、透明性に係る検証・評価は適切に行われているか。 キ 複数年契約の活用等による経費削減の取組を行っているか。 ク 特定関連会社、関連公益法人等に対する個々の委託の妥当性、出資の必要性が明確にされているか。
2. 評価・点検の実施と反映 運営状況及び研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保する。 研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業その他の関連産業及び国民生活への社会的貢献を図る観点並びに評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、主要な研究成果の利活用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用する。 さらに、職員の業績評価を行い、その結果を適切に処遇等に反映する。	2. 評価・点検の実施と反映 ① 業務の重点化及び透明性を確保するため、毎年度の独立行政法人評価委員会の評価に先立ち、業務の運営状況、研究内容について、外部の専門家、有識者等で構成する評価委員会での検討を踏まえ、自ら適切に評価・点検を実施するとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、反映方針、具体的方法を明確化して、研究資源の配分等の業務運営に的確に反映させる。特に、研究内容については、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、評価結果及びその反映状況等については、ホームページで公表する。 ② その際、研究内容の評価に当たっては、研究に先立って、年次目標を記載した中長期目標期間の工程表を作成する。また、農業その他の関連産業、国民生活への社会的貢献を図る観点から、できるだけ具体的な指標を設定す	(指標1-2) ア 効率的な自己評価・点検の体制整備が行われ、客観性、信頼性の高い評価・点検が実施されているか。 イ 評価・点検結果の反映方針が明確にされ、研究内容を見直すなど実際に反映されているか。評価結果及びその反映状況は公表されているか。 ウ 工程表に基づく研究業務の計画的な進行管理が行われているか。 エ 国際的な水準から見た研究評価にむけた取組が行わ

	るとともに、研究水準を海外の研究機関と比較するため、中長期目標期間中に国際的ベンチマーク等を導入する。さらに、投入した研究資源と得られた成果の分析を行い、研究内容の評価に活用する。 ③ 主な研究成果の普及・利用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用する。 ④ 職員の業績評価を行い、その結果を適切に処遇等に反映させる。	れているか。 オ 研究資源の投入と成果の分析が実施され、評価に活用されているか。 カ 研究成果の普及・利用状況の把握、解析が行われ、業務改善に活用されているか。 キ 職員の業績評価が適切に行われているか。また、処遇等への反映に向けた取組が行われているか。
3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化 (1) 研究資金 中長期目標を着実に達成するため、運営費交付金を効果的に活用して研究を推進する。また、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努める。 (2) 研究施設・設備 研究施設・設備については、老朽化した現状や研究の重点化方向を踏まえ、真に必要なものを計画的に整備するとともに、有効活用に努める。 (3) 組織 中長期目標の達成に向けて、研究成果を効率的に創出するため、研究資金、人材、施設等の研究資源を有効に活用し得るよう、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携による相乗効果を発現させる観点から、組織の在り方を見直す。 (4) 職員の資質向上と人材育成 研究者、研究管理者及び研究支援者の資質向上を図り、業務を的確に推進	3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化 (1) 研究資金 ① 運営費交付金を活用し、中長期目標に定められた研究を効率的・効果的に推進するため、研究所内を対象とした公募・採択による研究資金の配分、研究内容の評価・点検結果に基づく研究資金の重点的な配分を行う。 ② 研究開発の一層の推進を図るため、農政上及び科学技術政策上の重要課題として国が公募するプロジェクト研究や中長期目標の達成に有効な競争的資金に積極的に応募し、研究資金の充実を図る。 (2) 研究施設・設備 研究施設・設備については、①整備しなければ研究推進が困難なもの、②老朽化が著しく、改修しなければ研究に支障を来すもの、③法令等により改修が義務付けられているものなど、業務遂行に真に必要なものを計画的に整備するとともに、集約化や共同利用を推進し、高額機器の利用率を高める、隔離ほ場について研究所での利用予定がない期間に外部へ貸与するなど有効活用を図る。 (3) 組織 業務の運営状況、研究内容の評価・点検結果を踏まえ、研究をより効率的・効果的に推進する観点から、機動的かつ柔軟に組織を見直すとともに、他の農業関係研究開発独立行政法人との共同研究等を円滑に推進するための体制を整備する。 (4) 職員の資質向上と人材育成 ① 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究	(指標 1－3) ア 評価・点検の結果が運営費交付金の配分に反映されているか。 イ 国の委託プロジェクト研究の重点実施や競争的研究資金等の外部資金の獲得により、研究資金の充実を図っているか。 ウ 研究施設・機械は有効に活用されているか。共同利用の促進、集約化等による施設運営経費の抑制の取組が適切に行われているか。 エ 他の農業関係研究開発独立行政法人との連携強化など、効率的な研究推進のための組織整備の取組が行われているか。 オ 人材育成プログラムに基づく人材育成の取組が適切に

できる人材を計画的に育成する。そのため、人材育成プログラムを踏まえ、競争的・協調的な研究環境の醸成、多様な雇用制度を活用した研究者のキャリアパスの開拓、行政部局等との多様な形での人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上に資する条件を整備する。	開発等の効率的推進等に関する法律」(平成20年法律第63号)の制定や研究開発を取り巻く情勢変化等を踏まえて、人材育成プログラムを改定し、これに基づき計画的な人材育成を図る。 ② 研究者を対象とした競争的環境の整備、表彰制度等を活用したインセンティブの付与、博士号の取得奨励、在外研究の促進、行政部局等との多様な形での人的交流の促進等により、高い能力を持つ研究者の育成に努めるとともに、多様な雇用制度を活用し、研究者のキャリアパスを開拓する。 ③ 各種研修制度等を活用し、研究所のミッション遂行に必要な研究マネジメントに優れた研究管理者の育成を図る。 ④ 一般職員及び技術専門職員が高度な専門技術・知識を要する業務を行うために必要な資格や能力を獲得するための研修等に参加させる。	行われているか。 カ 研究職員にインセンティブを付与するための取組が行われているか。 キ 研究管理者の育成や研究支援部門における業務の高度化への対応のための各種研修の実施、資格取得の支援が行われているか。
4. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化 研究支援業務のうち、他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することなどにより、研究支援部門の合理化を図る。 総務部門の業務については、業務内容の見直しを行い、効率化を図る。 現業業務部門の業務については、調査及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野への重点化を進め、効率化及び充実・強化を図る。 また、研究支援業務全体を見直し、引き続きアウトソーシングを推進することなどにより、研究支援部門の要員の合理化に努める。	4. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化 ① 研究支援業務については、研修等の共同実施、マニュアル等の共同作成など他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することにより合理化を図る。 ② 総務部門において、業務内容の見直しを行うとともに、情報システムの運用により情報共有の促進や業務の電子化により事務処理の効率化を図る。 ③ 技術専門職の業務については、調査及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野に重点化するとともに業務の効率化、充実・強化を図る。 ④ 引き続き施設・設備、機械等の保守管理等の外部委託、人材派遣、契約職員の活用等により、研究支援部門の要員の合理化に努める。 ⑤ 農林水産省研究ネットワーク等を活用して、研究情報の収集・提供業務の効率化、充実・強化を図る。	(指標 1－4) ア 他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務の洗い出しを行っているか。共通性の高い業務の一体的実施に取り組んでいるか。 イ 総務部門において、効率化に向けた業務見直しを適切に行っているか。 ウ 現業業務部門において高度な専門技術・知識を要する分野を充実・強化するため、業務の重点化などの見直しを行っているか。 エ 研究支援部門の効率化を図るためのアウトソーシングに取り組んでいるか。 オ 研究情報の収集・提供業務の充実・強化を図っているか。また、情報共有システムによる研究所全体での情報共有を進めているか。
5. 産学官連携、協力の促進・強化 農業環境に関する基礎的・基盤的研究水準を向上させ、優れた研究成果や	5. 産学官連携、協力の促進・強化 ① 研究推進と研究成果の円滑な移転のため、国、公立試験研究機関、民間企業、大学等との共同研究及び人的交	(指標 1－5) ア 地方自治体、関係団体、関係機関、大学及び民間企業等との共同研究及び人的交流

知的財産を創出するため、国、他の独立行政法人、公立試験研究機関、大学、民間等との連携・協力及び研究者の交流を積極的に行う。その際、他の独立行政法人との役割分担に留意しながら、円滑な交流システムの構築を図る。	流を、積極的に行い、国、他の独立行政法人、公立試験研究機関、大学、民間等の参加を求めて、研究推進と研究成果の円滑な移転のための会議を毎年度開催し、相互の連携・協力の推進を図る。 ② 他の農業関係研究開発独立行政法人とは、その役割分担に留意しつつ、人事交流を含めた連携、協力を積極的に行う。特に、独立行政法人国際農林水産業研究センターが実施する国際共同研究に必要な応じて協力する。 ③ 研究を効率的に実施するため、環境研究を行う他の独立行政法人等との連絡会の開催等により情報交換を行う。また、現場ニーズの把握や研究成果の普及のため、都道府県と連携して地域セミナー等を開催する。 ④ 連携大学院、連携講座及び教育研究協力に関する協定など、包括的協力協定（MOU：Memorandum of Understanding）の締結等により、大学との研究・教育に関する連携を強化する。	が行われているか。 イ 他の農業関係研究開発独立行政法人との人事交流を含めた連携、協力が行われているか。 ウ 国際農林水産業研究センターの国際共同研究との連携は適切に行われているか。 エ 産学官連携による現場ニーズの把握や研究成果の普及にむけて、都道府県等と連携して、地域セミナー等の開催に取り組んでいるか。 オ 大学等との包括的協力協定締結等により、一層の連携強化を図っているか。
6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 環境問題の地球規模の拡大に対応し、それらの効率的な解決に資するため、国際的な研究への取組を強化する。特に、農業に関する環境科学分野での国際的イニシアチブを確保するとともに、海外研究機関及び国際研究機関との連携を積極的に推進する。	6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 ① アジア地域における農業環境研究に関するイニシアチブを確保するため、前中長期目標期間に設立したアジア地域における農業環境研究に関するコンソーシアムであるMARCO（Monsoon Asia Agro-Environmental Research Consortium）を活用することにより、関係各国の研究機関・研究者との連携を強化し、人材の交流、共同研究や研究協力、国際農業環境研究に必要な人材育成等の取組を推進する。 ② 農業分野からの温室効果ガスに関するグローバル・リサーチ・アライアンスにおける水田管理研究のコーディネート機関として、政府と連携して国際的な研究協力を推進する。 ③ 研究成果の国際的な利活用を図るため、MARCOの枠組みも活用し、国際シンポジウム、国際ワークショップ等を開催する。 ④ 海外研究機関とのMOUを締結し、共同研究、研究員の交流を行う。	（指標 1－6） ア MARCO や GRA など国際的な農業環境研究に関する研究ネットワークの強化に取り組んでいるか。 イ 国際学会・国際会議等への参加や成果発表、海外諸国や国際研究機関との MOU 締結等の実績はどうか。
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	

1. 試験及び研究並びに調査 (1) 研究の重点化及び推進方向 「食料・農業・農村基本計画」に対応し、今後10年程度を見通した研究開発の重点目標等を示した「農林水産研究基本計画」に即し、地球規模環境変動と農業活動の相互作用に関する研究、農業生態系における生物多様性の変動機構及び生態機能の解明に関する研究、農業生態系における化学物質の動態とリスク低減に関する研究及び農業環境インベントリーの高度化に関する研究を重点的に実施する。 地球規模の環境問題に対応する研究については、環境問題をめぐる国際的動向等を踏まえ、関連する研究機関や国際機関との連携・協力の下、効率的に推進する。 また、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。 これらのことを実現するため、「別添」に示した研究を進める。 なお、独立行政法人農業生物資源研究所がセンターバンクとして実施する農業生物資源ジーンバンク事業のサブバンクとして、センターバンクとの緊密な連携の下、遺伝資源の収集、保存、特性評価等を効率的に実施する。 (2) 行政ニーズへの機動的対応 期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を着実に実施する。	1. 試験及び研究並びに調査 (1) 研究の重点的推進 「別添」に示した研究を重点的に推進する。 なお、これらの研究の推進に当たっては、 ① 環境問題をめぐる国際的動向等を踏まえ、関連する研究機関や国際機関との連携・協力の下、効率的に推進する。 ② 他の農業関係研究開発独立行政法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。 ③ 独立行政法人農業生物資源研究所がセンターバンクとして実施する農業生物資源ジーンバンク事業のサブバンクとして、センターバンクとの緊密な連携の下、遺伝資源の収集、保存、特性評価等を効率的に実施する。 (2) 行政ニーズへの機動的対応 中長期目標期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を着実に実施する。	
2. 行政部局との連携の強化 研究の設計から成果の利活用に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局と密接に連携し、行政部局の意見を研究内容や利活用方策等に的確に反映させるとともに、行政部局との連携状況を毎年度点検する。 また、他の独立行政法人との役割分担に留意しつつ、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づく農産物・食品の安全性・信頼性の確保に向けた緊急時対応を含めた技術支援等、行政部局、各種委員会等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行うとともに、行政部局との協働によるシンポジウム等を開催する。	2. 行政部局との連携の強化 ① 研究の設計から成果の普及・実用化に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局の意見を研究内容や普及方策等に的確に反映させるため、関係行政部局と情報交換を密に行うことなどにより問題意識等の共有を図り、研究設計に反映するとともに、毎年度の研究成果を検討する会議等に関係行政部局の参加を求める。また、行政部局との連携状況については、毎年度行政部局の参画を得て点検し、その結果を踏まえ一層の強化を図る。 ② 食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づく農業環境汚染等への緊急対応を含めて、行政からの要請に基づき、技術情報の提供、行政が主催する委員会等への専門家の派遣を行う。また、研究プロジェクトの推進に係るシンポジウム等を農林水産省との協働	(指標2-2) ア 研究成果や研究計画を検討する会議に関係行政部局の参加を求め、行政部局の意見を研究内容等に反映させているか。また、行政部局との連携状況について、行政部局の参画を得て点検しているか。 イ 行政等の要請に応じて、各種委員会等への専門家の派遣、適切な技術情報の提供、シンポジウム等の共同開催などの協力を行っているか。

	により開催する。	
3. 研究成果の公表、普及の促進 (1) 国民との双方向コミュニケーションの確保 国民に対する説明責任を果たすため、多様な情報媒体を効果的に活用して、農業環境に関する研究開発について分かりやすい情報を発信するとともに、研究所及び研究者自らが国民との継続的な双方向コミュニケーションを確保するための取組を強化する。 特に、農業における地球温暖化の影響や有害化学物質による農作物汚染等について、科学的かつ客観的な情報を継続的に提供するとともに、研究の計画段階から国民の理解を得るための取組を推進する。 (2) 成果の利活用の促進 新たな知見・技術のPRや普及に向けた活動及び行政施策への反映を重要な活動と位置付け、研究者及び関連部門によるこれらの活動が促進されるように努める。 このため、今中長期目標期間中に得られる研究成果に、前中長期目標期間までに得られたものを加えて、研究成果のデータベース化、研究成果を活用するためのマニュアルの作成等により積極的に利活用を促進する。 (3) 成果の公表と広報 研究成果は、積極的に学術雑誌等への論文掲載、学会での発表等により公表するとともに、主要な成果については、各種手段を活用し、積極的に広報を行う。査読論文の数及びそのインパクトファクターについては、数値目標を設定して成果の公表に取り組む。	3. 研究成果の公表、普及の促進 (1) 国民との双方向コミュニケーションの確保 ① 研究所及び研究者が自らの説明責任を明確にし、国民の視点に立った情報を提供するため、第3期の広報戦略を策定し、情報の受け手を考慮した情報提供と多様な媒体を活用した広報を実施する。 ② 研究活動の内容や成果を国民に分かりやすく説明する双方向コミュニケーション活動（国民との科学・技術対話）を推進するため、研究者等の支援体制を整備する。特に、農業における地球温暖化への対応や有害化学物質による農作物汚染など国民の関心が高い分野を中心に、研究所一般公開、出前授業、各種の広報イベント等を活用し、国民との科学・技術対話の取組を進める。 (2) 成果の利活用の促進 ① 行政部局を含む第三者の意見を踏まえ、施策推進上の活用が期待される成果を「主要研究成果」として、中長期目標の期間中において10件以上選定する。 ② 「主要研究成果」を含む主な研究成果を研究成果情報として取りまとめ、ホームページで公開するとともに、積極的に広報と普及に努める。 ③ 過去の研究成果を含めて、様々なデータベース、マニュアル等として取りまとめ提供する。 ④ 他法人や民間等の高い応用開発能力を活用した共同研究等により、研究成果の利活用を図る。 (3) 成果の公表と広報 ① 研究成果は、国内外の学会、シンポジウム等で積極的に発表するとともに、中長期目標の期間内に810報以上の査読論文を発表する。また、論文の量と併せて質の向上を図り、国際的に注目度の高い学術雑誌等に積極的に発表することとし、中長期目標の期間内における全発表論文のインパクトファクター総合計値900以上とする。 ② 研究成果の普及・利活用を推進するため、成果を分かりやすく取りまとめホームページに掲載するとともに、	(指標 2 - 3) ア 広く国民や関係機関に分かりやすい研究情報を発信しているか。特に、地球温暖化への対応や有害化学物質による農作物汚染など国民の関心が高い分野において、科学的かつ客観的な情報発信に努めているか。 イ 講演会やイベント開催等、研究者と一般消費者や生産者が交流する場を通じて、研究に関する相互理解の増進に取り組んでいるか。 ウ 「主要研究成果」に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。 エ ユーザーのニーズを踏まえた研究成果のデータベース化やマニュアル化等による成果の利活用促進の取組は十分行われているか。 オ 論文の公表や IF に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進 研究開発の推進に際しては、研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究成果の権利化や許諾等の取扱いに関する知財マネジメントを研究開発の企画段階から一体的に実施する。 その際、我が国の農業の振興に配慮しつつ、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直す。また、特許権等に係る情報の外部への提供を積極的に進めるとともに、技術移転に必要な取組を強化する。 また、農林水産研究知的財産戦略（平成19年3月22日農林水産技術会議決定）等を踏まえ、必要に応じて知的財産方針を見直す。 なお、特許の出願及び実施許諾については、数値目標を設定して取り組む。	各種のシンポジウム、講演会、イベントを開催する。 ③ 記者発表による最新情報の発信をはじめとするマスメディアを通じた広報、広報誌等の印刷物、インターネット、農業環境インベントリー展示館や各種イベント出展等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。研究成果について、中期目標期間中に30件以上のプレスリリースを行う。 ④ 国際シンポジウムの開催及び国際的なメディアを通じた情報提供等、国内外に対する研究所の情報発信機能の強化を図る。 (4) 知的財産権等の取得と利活用の促進 ① 研究開発の推進に際しては、研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究成果の権利化や許諾等の取扱いに関するマネジメントを研究開発の企画段階から一体的に実施する。 ② 我が国の農業の振興に配慮しつつ、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進め、中長期目標の期間内に25件以上の国内特許出願を行う。また、保有特許については、実施許諾の状況等を踏まえ、保有の必要性を随時見直す。 ③ 特許権等に係る情報の外部への積極的な提供等により技術移転を進め、中長期目標の期間内における毎年度の特許の実施許諾数は6件以上とするとともに、技術移転に必要な取組を強化する。 ④ 農林水産研究知的財産戦略（平成19年3月農林水産技術会議決定）等を踏まえ、必要に応じて知的財産方針を見直す。	カ 研究成果に関する情報提供と公開は適切に行われたか。プレスリリースに関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。 キ 研究成果の知財化のため、研究職員への啓発や知財マネジメントに適切に取り組んでいるか。 ク 国内特許に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。 ケ 海外での利用の可能性、我が国の農業等への影響、費用対効果等を考慮しつつ、外国出願・実施許諾は適切に行われているか。 コ また、保有特許について、維持する必要性の見直しを随時行っているか。 サ 保有する特許等について、民間等における利活用促進のための取組は適切に行われているか。国内特許の実施許諾に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。
4. 専門分野を活かしたその他の社会貢献 (1) 分析及び鑑定の実施 行政、民間、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究所の高い専門知識が必要とされる分析及び鑑定を実施する。	4. 専門分野を活かしたその他の社会貢献 (1) 分析及び鑑定 行政、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究所の高い専門知識が必要とされ、他の機関では実施が困難な化学物質の分析、昆虫や微生物等の鑑定を実施するとともに、農業環境に係る様々な技術相談に対応する。	(指標2-4) ア 行政等の依頼に応じ、専門知識を必要とする分析・鑑定が適切に行われたか。

(2) 講習、研修等の開催 講習会の開催、国公立機関、民間、大学、海外機関等外部機関からの研修生の受入れ等を行う。 (3) 国際機関、学会等への協力 国際機関、学会等への専門家の派遣、技術情報の提供等を行う。	(2) 講習、研修等の開催 ① 農業環境に関する講習会や講演会等を開催するとともに、国及び団体等が主催する講習会や研修会等に積極的に協力する。その際、各講習等について受講者へのアンケート調査等により有効性等を検証し、講習内容等の改善に努める。 ② 研究成果の普及による農業環境技術の向上に貢献するため、技術講習等の制度により、国内外の機関からの研修生を積極的に受け入れる。 (3) 国際機関、学会等への協力 我が国を代表する農業環境に関する研究機関として、国際機関や国内外の学会に役員や委員として職員を派遣して、その運営に協力するとともに、情報の発信と収集を図る。特に、IPCC等が開催する国際会議には積極的に職員を派遣する。	イ 講習、研修等の開催、国等の講習への協力、研修生の受け入れ等が積極的に行われたか。 ウ 国際機関等の要請に応じた専門家の派遣、学会等への委員の派遣が適切に行われているか。
第4 財務内容の改善に関する事項 1. 収支の均衡 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。 2. 業務の効率化を反映した予算計画の策定と遵守 「第2 業務運営の効率化に関する事項」及び上記1. に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 1. 予算 平成23年度～平成27年度予算 [人件費の見積り] 期間中総額6,997百万円を支出する。 ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。 なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を合わせた総額は、7,395百万円である。(競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金並びに国からの委託費、補助金の獲得状況等により増減があり得る。) また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関派遣職員給与及び再雇用職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。 2. 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 3. 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画	(指標3) (指標3-1) ア 業務運営の効率化に関する事項及び法人経営に係る具体的方針に基づき、法人予算全体の人件費(業績評価を勘案した役員報酬を含む)、業務経費、一般管理費等法人における予算配分について、明確な配分方針及び実績が示されているか。 イ 研究業務の一部を外部委託した場合、外部委託の考え方と外部委託費の内訳が明記されているか。 ウ 運営費交付金の未執行率が高い場合、その要因を明確にしているか。 エ 利益剰余金について、その財源ごとに発生要因を明確にし、適切に処理されているか。目的積立金の申請状況と申請していない場合は、その理由が明確にされているか。 オ 会計検査院、政独委等からの指摘に適切に対応しているか。(他の評価指標の内容を除く)

3. 自己収入の確保 受益者負担の適正化、特許使用料の拡大等により自己収入の確保に努める。 4. 保有資産の処分 施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。	4. 自己収入の確保 特許実施許諾を促進するとともに、依頼分析・依頼鑑定、依頼研究員受入についてコストに見合う費用を徴収することなどにより自己収入の確保に努める。なお、受益者負担については、適宜見直しを行い適正な水準に設定する。 5. 保有資産の処分 既存の施設・設備等保有資産のうち、利用率の改善が見込まれないなど不要と判断されるものを処分する。	(指標3-4) ア 法人における知的財産権等の実施料収入等、自己収入増加に向けた取組が行われ、その効果が現れているか。 (指標3-5) ア 保有の必要性等の観点から、保有資産の見直しを行っているか。また、処分することとされた保有資産について、その処分は進捗しているか。 イ 施設・整備のうち不要と判断されたものについて、処分損失等にかかる経理処理が適切になされているか。
	第4 短期借入金の限度額 中長期目標の期間中の各年度の短期借入金は、4億円を限度とする。 想定される理由： 年度当初における国からの運営費交付金の受入れ等が遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費等の支払遅延を回避するため。	(指標4) 短期借入を行った場合、その理由、金額、返済計画等は適切か。
	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	(指標5) 中長期計画に定めのある不要財産の処分について、その取組が計画通り進捗しているか。
	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	
	第7 剰余金の使途 研究成果の普及に係る発表会等の追加実施や研究業務の充実・加速に必要な研究機器等の更新・購入等に使用する。	(指標7) 剰余金は適正な使途に活用されているか。

第5 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	
	1. 施設及び設備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性、既存の施設・設備の老朽化の現状及び研究の重点化方向等を踏まえ、真に必要な施設及び設備の整備改修等を計画的に行う。 平成23年度～平成27年度施設、設備に関する計画	(指標 8-1) ミッションの達成に向けた施設・設備の計画的整備が行われているか。
1. 人事に関する計画 (1) 人員計画 期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。 (2) 人材の確保 研究職員の採用に当たっては、任期制の活用等、雇用形態の多様化及び女性研究者の積極的な採用を図りつつ、中長期目標達成に必要な人材を確保する。研究担当幹部職員については、公募方式等を積極的に活用する。	2. 人事に関する計画 (1) 人員計画 ① 方針 効率的・効果的な業務の推進が図られるように、適切な職員の配置を行う。また、研究分野の重点化や研究課題を着実に推進するために、職員を重点的に配置する。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数を上回らないものとする。 (参考：期初の常勤職員相当数183名) (2) 人材の確保 ① 若手研究職員の採用に当たっては、原則として任期付雇用とテニュアトラック制を活用し、研究所の研究推進に必要な優れた人材を確保する。 ② 研究職員における全採用者に占める女性の割合については、前期実績を上回るよう、女性研究者を採用するとともに、積極的に活用を図る。 ③ 次世代育成支援行動計画に基づき、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に努める。 ④ 研究リーダーについては、広く研究所内外から優れた人材を確保するため、公募方式を積極的に活用する。	(指標 8-2) ア 期末の常勤職員数が、期初職員相当数を上回っていないか。 イ 任期付雇用、研究リーダーの公募等を活用するなど、雇用形態の多様化を図り、人材の確保に努めているか。 ウ 女性研究者の積極的な採用と活用に向けた取組が行われているか。また、その実績はどうか。 エ 仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に向けた取組が行われているか。
2. 法令遵守など内部統制の充実・強化 研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守を徹底する。特に、規制物質の管理等について一層の徹底を図るとともに、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図	3. 法令遵守など内部統制の充実・強化 ① 研究所に対する国民の信頼を確保するため、業務に関わる法令や研究及び研究員の不正防止に関するガイドライン等について研修・教育を実施する等により、法令遵守や倫理保持を徹底	(指標 8-3) ア 内部統制のための法人の長のマネジメント（リーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り

る。また、研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制の更なる充実・強化を図る。 さらに、法人運営の透明性を確保するため、情報公開を積極的に進めるとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府の方針を踏まえ、個人情報保護など適切な情報セキュリティ対策を推進する。	する。 ② 規制物質をはじめとする化学物質の管理については、化学薬品等管理規程の遵守、薬品管理システムの適確な運用等により管理の徹底を図る。職員への教育の徹底等により、放射性同位元素、遺伝子組換え生物等の法令に基づく適正な管理を行う。 ③ 研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすため、理事長のトップマネジメントが的確に発揮できるよう内部統制の更なる充実・強化を図る。 ④ 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、保有情報の提供業務を充実させるとともに、情報開示請求があった場合には適正に対応する。また、研究所における個人情報の適正な取扱いを一層推進する。 ⑤ 研究所の情報資産を保護するため、情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。情報セキュリティポリシーについては、「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府の方針を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、情報セキュリティ対策の向上を図る。	組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応、内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)は適切に行われているか。 イ 内部統制のための監事の活動（法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施、監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告）が適切に行われているか。 ウ 倫理保持や法令遵守についての意識向上を図るための研修、法令違反や研究上の不正に関する適切な対応など、法人におけるコンプライアンス徹底のための取組が行われているか。 エ 規制物質の管理が適正に行われているか。化学物質の一元管理の導入等、措置するとされた改善策の徹底が図られているか。 オ 法人運営についての情報公開の充実に向けた取り組みや情報開示請求への適切な対応が行われているか。また、情報セキュリティ対策や個人情報保護は適切になされているか。
3. 環境対策・安全管理の推進 研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。 また、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を進める。	4. 環境対策・安全管理の推進 ① エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき、エネルギー使用の合理化をより一層推進するため、研究所独自の環境マスタープランを策定し、施設の整備や維持管理に取り組むとともに、資源・エネルギー利用の節約、廃棄物の減量化とリユース、リサイクルの徹底、化学物質の管理の強化等を推進する。また、これらの措置状況については環境報告書により公表する。 ② 事故及び災害を未然に防止するため、研究所に設置する環境・安全委員会等による点検、管理及び施設整備等の取り組みを一層推進するとともに、安全衛生に関する役職員の意識向上に向けた教育・訓練を実施する。	（指標 8－4） ア 資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷軽減の取り組みを積極的に行っているか。また、その取組を公表しているか。 イ 職場環境の点検・巡視等の安全対策及び安全衛生に関する職員の教育・訓練が適切に行われているか。
	5. 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越し	（指標 8－5） 前期中期目標期間繰越積立金は適正な用途に活用されているか。

た有形固定資産の減価償却に要する費用等及び東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中長期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用に充当する。

国立研究開発法人農業環境技術研究所の 中長期目標期間評価（見込評価）に係る業務の実績に関する評価基準

平成27年6月30日
農林水産省農林水産技術会議事務局長

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6の規定に基づき、国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「法人」という。）における中長期目標期間評価（見込評価）に係る業務の実績に関して行う評価については、「農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知）」に定めるもののほか、以下の基準により実施する。

1 評価単位

評価を行う最小単位（以下、「評価単位」という。）は、原則として、中長期計画の中項目とする。

ただし、「第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」、「第4 短期借入金の限度額」、「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」、「第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第7 剰余金の使途」については、大項目を評価単位とする。また、中項目「第2-1 試験及び研究並びに調査」については、「(1) 研究の重点的推進」における大課題（中長期計画の最小区分）等を評価単位とする。

なお、第4、第5、第6、第7及び第8-5「積立金の処分に関する事項」については、実績があった場合に評価を行う。

評価票及び上記に基づき設定した評価単位を付表1に示す。

2 評価の視点及び評価軸

「国立研究開発法人の評価に関する評価軸の設定について」（平成26年12月8日付け事務連絡内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（企画担当））によれば、「平成28年4月に新たな中長期目標の開始が予定され、平成27年度に見込評価を行わなければならない法人については、これまでの運用の継続性等を考慮し、新中長期目標における評価軸の設定に注力することは適切な対応だと考えられる。」とされている。これを踏まえ、平成27年度及び平成28年度に行う評価については下記の要領で実施することで、評価軸等による評価に替えることとする。

原則として、評価単位ごとに達成度合いを判断するための指標を設定し、これら指標に係る取組状況を勘案して評価を行う。指標は付表2に示す。ただし、試験研究部分（中長期計画「第2-1 試験及び研究並びに調査」をいう。以下同じ。）については、指標を定めず、中長期目標に掲げられた内容に照らして評価を行う。

なお、試験研究部分の評価に当たっては、研究成果の社会・経済に対する貢献を重視するとともに、学術進展へのインパクトや新たな発展の可能性からみた特筆すべき業績、行政ニーズへの機動的対応など試験研究に対する社会情勢等についても勘案する。

また特に、基礎研究については、成果の国際的な水準から見た科学的価値を重視するとともに、副次的成果、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉えつつ評価を行う。

3 評定

指針の「Ⅲ-7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分」において定められたとおりとする。

4 総合評定の方法

総合評定は以下の手順により行うものとする。

評価単位より上位の項目（大項目等）及び機関の総合評価に当たっては、各評価単位の評価結果を反映し、かつ項目間における業務の性質の相違を考慮するため、以下のとおり、上位項目の評定を算出し、それを勘案して評価を行うものとする。

ア 各段階の評価結果を以下の基準により点数化する。

S：4点 A：3点 B：2点 C：1点 D：0点

イ 評価単位から大項目までの各段階で項目間のウェイトを設定し、アにおける点数をウェイトに基づき加重平均することにより上位の項目の点数を算出する。ただし、「第2－1 試験及び研究並びに調査」における各評価単位のウェイトは、毎年度、各評価単位に関連する予算額等を考慮して設定する。

ウ イで算出した点数により以下のとおり評定を付す。

〈点数によるランク分けの基準〉

3.5以上：S 2.5以上3.5未満：A 1.5以上2.5未満：B
0.5以上1.5未満：C 0.5未満：D

5 法人による自己評価

（1）自己評価の実施

法人は、主務大臣による評価を受けようとするときは、本基準に定める方法により自己評価を行い、その結果を、業務実績報告とあわせ、6月末までに農林水産技術会議事務局長に提出するものとする。

（2）自己評価の方法

法人は、試験研究部分について、大課題ごとに自己評価を行うものとする。ただし、主務大臣が行う評価に支障がない範囲で、当該年度の研究実績に応じて、効率的に評価を行える区分を設定できるものとする。試験研究部分以外については、原則として1の評価単位ごとに自己評価を行うものとする。

自己評価を行う際は、本基準に従って実施するものとする。

付表 1（国立研究開発法人 中長期目標期間評価 項目別評価総括表様式）

中長期計画		年度評価					中長期目標 期間評価		項目別 調査No.	備考
		x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置										
1－1	経費の削減									※
1－2	評価・点検の実施と反映									※
1－3	研究資源の効率的利用及び充実・高度化									※
1－4	研究支援部門の効率化及び充実・高度化									※
1－5	産学官連携、協力の促進・強化									※
1－6	海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化									※
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置										
2－1	試験及び研究並びに調査（別表）									
2－2	行政部局との連携									※
2－3	研究成果の公表、普及の促進									※
2－4	専門研究分野を活かしたその他の社会貢献									※
第 3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画										※
第 4 短期借入金の限度額										※
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画										※
第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画										※
第 7 剰余金の使途										※
第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項等										
8－1	施設及び設備に関する計画									※
8－2	人事に関する計画									※
8－3	法令遵守など内部統制の充実・強化									※
8－4	環境対策・安全管理の推進									※
8－5	積立金の処分に関する事項									※

注：備考欄に※があるものは評価を行う最小単位

付表 1 (国立研究開発法人 中長期目標期間評価 項目別評定総括表様式 (試験及び研究並びに調査))

		年度評価					中長期目標 期間評価		項目別調書No.	備考
		x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
第 2 - 1 試験及び研究並びに調査										
	1. 地球規模環境変動と農業活動の相互作用に関する研究									※
	2. 農業生態系における生物多様性の変動機構及び生態機構の解明に関する研究									※
	3. 農業生態系における化学物質の動態とリスク低減に関する研究									※
	4. 農業環境インベントリーの高度化									※

注：備考欄に※があるものは評価を行う最小単位

**国立研究開発法人農業環境技術研究所の評価基準における指標
(中長期計画第1、第2－2～4、第3～第8部分)**

中長期目標 (平成23年3月2日制定)	中長期計画 (平成23年3月31日制定認可、 平成23年6月30日変更認可)	評価単位ごとの指標 (評価のポイント)
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標 を達成するためとるべき措置	
1. 経費の削減 (1) 一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行う。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除くこととする。 ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）	1. 経費の削減 (1) 一般管理費等の削減 ① 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないかあらためて検証し、適切な見直しを行う。 ② 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、研究所全体の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除くこととする。 (ア) 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 (イ) 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者	(指標1－1) ア 法人における業務経費、一般管理費の削減に向けた取組が行われているか。数値目標は達成されたか。 イ 法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由及び講ずる措置が明確にされているか。また、検証結果を公表しているか。 ウ 人件費削減目標の達成に向けた具体的な取組が行われているか。また、数値目標は達成されたか。

(2) 契約の見直し 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえ、契約の適正化を進めるとともに、経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。	及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。) (2) 契約の見直し ① 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえた随意契約等見直し計画に基づき、競争性のない随意契約を徹底して見直すとともに、一般競争入札等においては、一者応札・応募の改善等に取り組む。 ② 経費削減の観点から、他の独立行政法人の事例等をも参考にしつつ、複数年契約の活用など契約方法の見直し等を行う。 ③ 密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。	エ 契約方式等、契約に係る規程類は適切に整備、運用されているか。契約事務手続に係る執行体制や審査体制の整備・執行等が適切に行われているか。 オ 競争性のない随意契約の見直しや一般競争入札における一者応札・応募の改善にむけた取組が行われているか。 カ 契約の競争性、透明性に係る検証・評価は適切に行われているか。 キ 複数年契約の活用等による経費削減の取組を行っているか。 ク 特定関連会社、関連公益法人等に対する個々の委託の妥当性、出資の必要性が明確にされているか。
2. 評価・点検の実施と反映 運営状況及び研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保する。 研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業その他の関連産業及び国民生活への社会的貢献を図る観点並びに評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、主要な研究成果の利活用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用する。 さらに、職員の業績評価を行い、その結果を適切に処遇等に反映する。	2. 評価・点検の実施と反映 ① 業務の重点化及び透明性を確保するため、毎年度の独立行政法人評価委員会の評価に先立ち、業務の運営状況、研究内容について、外部の専門家、有識者等で構成する評価委員会での検討を踏まえ、自ら適切に評価・点検を実施するとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、反映方針、具体的方法を明確化して、研究資源の配分等の業務運営に的確に反映させる。特に、研究内容については、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、評価結果及びその反映状況等については、ホームページで公表する。 ② その際、研究内容の評価に当たっては、研究に先立って、年次目標を記載した中長期目標期間の工程表を作成する。また、農業その他の関連産業、国民生活への社会的貢献を図る観点から、できるだけ具体的な指標を設定す	(指標1-2) ア 効率的な自己評価・点検の体制整備が行われ、客観性、信頼性の高い評価・点検が実施されているか。 イ 評価・点検結果の反映方針が明確にされ、研究内容を見直すなど実際に反映されているか。評価結果及びその反映状況は公表されているか。 ウ 工程表に基づく研究業務の計画的な進行管理が行われているか。 エ 国際的な水準から見た研究評価にむけた取組が行わ

	るとともに、研究水準を海外の研究機関と比較するため、中長期目標期間中に国際的ベンチマーク等を導入する。さらに、投入した研究資源と得られた成果の分析を行い、研究内容の評価に活用する。 ③ 主な研究成果の普及・利用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用する。 ④ 職員の業績評価を行い、その結果を適切に処遇等に反映させる。	れているか。 オ 研究資源の投入と成果の分析が実施され、評価に活用されているか。 カ 研究成果の普及・利用状況の把握、解析が行われ、業務改善に活用されているか。 キ 職員の業績評価が適切に行われているか。また、処遇等への反映に向けた取組が行われているか。
3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化 (1) 研究資金 中長期目標を着実に達成するため、運営費交付金を効果的に活用して研究を推進する。また、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努める。 (2) 研究施設・設備 研究施設・設備については、老朽化した現状や研究の重点化方向を踏まえ、真に必要なものを計画的に整備するとともに、有効活用に努める。 (3) 組織 中長期目標の達成に向けて、研究成果を効率的に創出するため、研究資金、人材、施設等の研究資源を有効に活用し得るよう、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携による相乗効果を発現させる観点から、組織の在り方を見直す。 (4) 職員の資質向上と人材育成 研究者、研究管理者及び研究支援者の資質向上を図り、業務を的確に推進	3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化 (1) 研究資金 ① 運営費交付金を活用し、中長期目標に定められた研究を効率的・効果的に推進するため、研究所内を対象とした公募・採択による研究資金の配分、研究内容の評価・点検結果に基づく研究資金の重点的な配分を行う。 ② 研究開発の一層の推進を図るため、農政上及び科学技術政策上の重要課題として国が公募するプロジェクト研究や中長期目標の達成に有効な競争的資金に積極的に応募し、研究資金の充実を図る。 (2) 研究施設・設備 研究施設・設備については、①整備しなければ研究推進が困難なもの、②老朽化が著しく、改修しなければ研究に支障を来すもの、③法令等により改修が義務付けられているものなど、業務遂行に真に必要なものを計画的に整備するとともに、集約化や共同利用を推進し、高額機器の利用率を高める、隔離ほ場について研究所での利用予定がない期間に外部へ貸与するなど有効活用を図る。 (3) 組織 業務の運営状況、研究内容の評価・点検結果を踏まえ、研究をより効率的・効果的に推進する観点から、機動的かつ柔軟に組織を見直すとともに、他の農業関係研究開発独立行政法人との共同研究等を円滑に推進するための体制を整備する。 (4) 職員の資質向上と人材育成 ① 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究	(指標 1－3) ア 評価・点検の結果が運営費交付金の配分に反映されているか。 イ 国の委託プロジェクト研究の重点実施や競争的研究資金等の外部資金の獲得により、研究資金の充実を図っているか。 ウ 研究施設・機械は有効に活用されているか。共同利用の促進、集約化等による施設運営経費の抑制の取組が適切に行われているか。 エ 他の農業関係研究開発独立行政法人との連携強化など、効率的な研究推進のための組織整備の取組が行われているか。 オ 人材育成プログラムに基づく人材育成の取組が適切に

できる人材を計画的に育成する。そのため、人材育成プログラムを踏まえ、競争的・協調的な研究環境の醸成、多様な雇用制度を活用した研究者のキャリアパスの開拓、行政部局等との多様な形での人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上に資する条件を整備する。	開発等の効率的推進等に関する法律」(平成20年法律第63号)の制定や研究開発を取り巻く情勢変化等を踏まえて、人材育成プログラムを改定し、これに基づき計画的な人材育成を図る。 ② 研究者を対象とした競争的環境の整備、表彰制度等を活用したインセンティブの付与、博士号の取得奨励、在外研究の促進、行政部局等との多様な形での人的交流の促進等により、高い能力を持つ研究者の育成に努めるとともに、多様な雇用制度を活用し、研究者のキャリアパスを開拓する。 ③ 各種研修制度等を活用し、研究所のミッション遂行に必要な研究マネジメントに優れた研究管理者の育成を図る。 ④ 一般職員及び技術専門職員が高度な専門技術・知識を要する業務を行うために必要な資格や能力を獲得するための研修等に参加させる。	行われているか。 カ 研究職員にインセンティブを付与するための取組が行われているか。 キ 研究管理者の育成や研究支援部門における業務の高度化への対応のための各種研修の実施、資格取得の支援が行われているか。
4. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化 研究支援業務のうち、他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することなどにより、研究支援部門の合理化を図る。 総務部門の業務については、業務内容の見直しを行い、効率化を図る。 現業業務部門の業務については、調査及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野への重点化を進め、効率化及び充実・強化を図る。 また、研究支援業務全体を見直し、引き続きアウトソーシングを推進することなどにより、研究支援部門の要員の合理化に努める。	4. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化 ① 研究支援業務については、研修等の共同実施、マニュアル等の共同作成など他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することにより合理化を図る。 ② 総務部門において、業務内容の見直しを行うとともに、情報システムの運用により情報共有の促進や業務の電子化により事務処理の効率化を図る。 ③ 技術専門職の業務については、調査及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野に重点化するとともに業務の効率化、充実・強化を図る。 ④ 引き続き施設・設備、機械等の保守管理等の外部委託、人材派遣、契約職員の活用等により、研究支援部門の要員の合理化に努める。 ⑤ 農林水産省研究ネットワーク等を活用して、研究情報の収集・提供業務の効率化、充実・強化を図る。	(指標 1－4) ア 他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務の洗い出しを行っているか。共通性の高い業務の一体的実施に取り組んでいるか。 イ 総務部門において、効率化に向けた業務見直しを適切に行っているか。 ウ 現業業務部門において高度な専門技術・知識を要する分野を充実・強化するため、業務の重点化などの見直しを行っているか。 エ 研究支援部門の効率化を図るためのアウトソーシングに取り組んでいるか。 オ 研究情報の収集・提供業務の充実・強化を図っているか。また、情報共有システムによる研究所全体での情報共有を進めているか。
5. 産学官連携、協力の促進・強化 農業環境に関する基礎的・基盤的研究水準を向上させ、優れた研究成果や	5. 産学官連携、協力の促進・強化 ① 研究推進と研究成果の円滑な移転のため、国、公立試験研究機関、民間企業、大学等との共同研究及び人的交	(指標 1－5) ア 地方自治体、関係団体、関係機関、大学及び民間企業等との共同研究及び人的交流

知的財産を創出するため、国、他の独立行政法人、公立試験研究機関、大学、民間等との連携・協力及び研究者の交流を積極的に行う。その際、他の独立行政法人との役割分担に留意しながら、円滑な交流システムの構築を図る。	流を、積極的に行い、国、他の独立行政法人、公立試験研究機関、大学、民間等の参加を求めて、研究推進と研究成果の円滑な移転のための会議を毎年度開催し、相互の連携・協力の推進を図る。 ② 他の農業関係研究開発独立行政法人とは、その役割分担に留意しつつ、人事交流を含めた連携、協力を積極的に行う。特に、独立行政法人国際農林水産業研究センターが実施する国際共同研究に必要な応じて協力する。 ③ 研究を効率的に実施するため、環境研究を行う他の独立行政法人等との連絡会の開催等により情報交換を行う。また、現場ニーズの把握や研究成果の普及のため、都道府県と連携して地域セミナー等を開催する。 ④ 連携大学院、連携講座及び教育研究協力に関する協定など、包括的協力協定（MOU：Memorandum of Understanding）の締結等により、大学との研究・教育に関する連携を強化する。	が行われているか。 イ 他の農業関係研究開発独立行政法人との人事交流を含めた連携、協力が行われているか。 ウ 国際農林水産業研究センターの国際共同研究との連携は適切に行われているか。 エ 産学官連携による現場ニーズの把握や研究成果の普及にむけて、都道府県等と連携して、地域セミナー等の開催に取り組んでいるか。 オ 大学等との包括的協力協定締結等により、一層の連携強化を図っているか。
6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 環境問題の地球規模の拡大に対応し、それらの効率的な解決に資するため、国際的な研究への取組を強化する。特に、農業に関する環境科学分野での国際的イニシアチブを確保するとともに、海外研究機関及び国際研究機関との連携を積極的に推進する。	6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 ① アジア地域における農業環境研究に関するイニシアチブを確保するため、前中長期目標期間に設立したアジア地域における農業環境研究に関するコンソーシアムであるMARCO（Monsoon Asia Agro-Environmental Research Consortium）を活用することにより、関係各国の研究機関・研究者との連携を強化し、人材の交流、共同研究や研究協力、国際農業環境研究に必要な人材育成等の取組を推進する。 ② 農業分野からの温室効果ガスに関するグローバル・リサーチ・アライアンスにおける水田管理研究のコーディネート機関として、政府と連携して国際的な研究協力を推進する。 ③ 研究成果の国際的な利活用を図るため、MARCOの枠組みも活用し、国際シンポジウム、国際ワークショップ等を開催する。 ④ 海外研究機関とのMOUを締結し、共同研究、研究員の交流を行う。	（指標 1－6） ア MARCO や GRA など国際的な農業環境研究に関する研究ネットワークの強化に取り組んでいるか。 イ 国際学会・国際会議等への参加や成果発表、海外諸国や国際研究機関との MOU 締結等の実績はどうか。
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	

1. 試験及び研究並びに調査 (1) 研究の重点化及び推進方向 「食料・農業・農村基本計画」に対応し、今後10年程度を見通した研究開発の重点目標等を示した「農林水産研究基本計画」に即し、地球規模環境変動と農業活動の相互作用に関する研究、農業生態系における生物多様性の変動機構及び生態機能の解明に関する研究、農業生態系における化学物質の動態とリスク低減に関する研究及び農業環境インベントリーの高度化に関する研究を重点的に実施する。 地球規模の環境問題に対応する研究については、環境問題をめぐる国際的動向等を踏まえ、関連する研究機関や国際機関との連携・協力の下、効率的に推進する。 また、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。 これらのことを実現するため、「別添」に示した研究を進める。 なお、独立行政法人農業生物資源研究所がセンターバンクとして実施する農業生物資源ジーンバンク事業のサブバンクとして、センターバンクとの緊密な連携の下、遺伝資源の収集、保存、特性評価等を効率的に実施する。 (2) 行政ニーズへの機動的対応 期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を着実に実施する。	1. 試験及び研究並びに調査 (1) 研究の重点的推進 「別添」に示した研究を重点的に推進する。 なお、これらの研究の推進に当たっては、 ① 環境問題をめぐる国際的動向等を踏まえ、関連する研究機関や国際機関との連携・協力の下、効率的に推進する。 ② 他の農業関係研究開発独立行政法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。 ③ 独立行政法人農業生物資源研究所がセンターバンクとして実施する農業生物資源ジーンバンク事業のサブバンクとして、センターバンクとの緊密な連携の下、遺伝資源の収集、保存、特性評価等を効率的に実施する。 (2) 行政ニーズへの機動的対応 中長期目標期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を着実に実施する。	
2. 行政部局との連携の強化 研究の設計から成果の利活用に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局と密接に連携し、行政部局の意見を研究内容や利活用方策等に的確に反映させるとともに、行政部局との連携状況を毎年度点検する。 また、他の独立行政法人との役割分担に留意しつつ、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づく農産物・食品の安全性・信頼性の確保に向けた緊急時対応を含めた技術支援等、行政部局、各種委員会等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行うとともに、行政部局との協働によるシンポジウム等を開催する。	2. 行政部局との連携の強化 ① 研究の設計から成果の普及・実用化に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局の意見を研究内容や普及方策等に的確に反映させるため、関係行政部局と情報交換を密に行うことなどにより問題意識等の共有を図り、研究設計に反映するとともに、毎年度の研究成果を検討する会議等に関係行政部局の参加を求める。また、行政部局との連携状況については、毎年度行政部局の参画を得て点検し、その結果を踏まえ一層の強化を図る。 ② 食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づく農業環境汚染等への緊急対応を含めて、行政からの要請に基づき、技術情報の提供、行政が主催する委員会等への専門家の派遣を行う。また、研究プロジェクトの推進に係るシンポジウム等を農林水産省との協働	(指標2-2) ア 研究成果や研究計画を検討する会議に関係行政部局の参加を求め、行政部局の意見を研究内容等に反映させているか。また、行政部局との連携状況について、行政部局の参画を得て点検しているか。 イ 行政等の要請に応じて、各種委員会等への専門家の派遣、適切な技術情報の提供、シンポジウム等の共同開催などの協力を行っているか。

	により開催する。	
3. 研究成果の公表、普及の促進 (1) 国民との双方向コミュニケーションの確保 国民に対する説明責任を果たすため、多様な情報媒体を効果的に活用して、農業環境に関する研究開発について分かりやすい情報を発信するとともに、研究所及び研究者自らが国民との継続的な双方向コミュニケーションを確保するための取組を強化する。 特に、農業における地球温暖化の影響や有害化学物質による農作物汚染等について、科学的かつ客観的な情報を継続的に提供するとともに、研究の計画段階から国民の理解を得るための取組を推進する。 (2) 成果の利活用の促進 新たな知見・技術のPRや普及に向けた活動及び行政施策への反映を重要な活動と位置付け、研究者及び関連部門によるこれらの活動が促進されるように努める。 このため、今中長期目標期間中に得られる研究成果に、前中長期目標期間までに得られたものを加えて、研究成果のデータベース化、研究成果を活用するためのマニュアルの作成等により積極的に利活用を促進する。 (3) 成果の公表と広報 研究成果は、積極的に学術雑誌等への論文掲載、学会での発表等により公表するとともに、主要な成果については、各種手段を活用し、積極的に広報を行う。査読論文の数及びそのインパクトファクターについては、数値目標を設定して成果の公表に取り組む。	3. 研究成果の公表、普及の促進 (1) 国民との双方向コミュニケーションの確保 ① 研究所及び研究者が自らの説明責任を明確にし、国民の視点に立った情報を提供するため、第3期の広報戦略を策定し、情報の受け手を考慮した情報提供と多様な媒体を活用した広報を実施する。 ② 研究活動の内容や成果を国民に分かりやすく説明する双方向コミュニケーション活動（国民との科学・技術対話）を推進するため、研究者等の支援体制を整備する。特に、農業における地球温暖化への対応や有害化学物質による農作物汚染など国民の関心が高い分野を中心に、研究所一般公開、出前授業、各種の広報イベント等を活用し、国民との科学・技術対話の取組を進める。 (2) 成果の利活用の促進 ① 行政部局を含む第三者の意見を踏まえ、施策推進上の活用が期待される成果を「主要研究成果」として、中長期目標の期間中において10件以上選定する。 ② 「主要研究成果」を含む主な研究成果を研究成果情報として取りまとめ、ホームページで公開するとともに、積極的に広報と普及に努める。 ③ 過去の研究成果を含めて、様々なデータベース、マニュアル等として取りまとめ提供する。 ④ 他法人や民間等の高い応用開発能力を活用した共同研究等により、研究成果の利活用を図る。 (3) 成果の公表と広報 ① 研究成果は、国内外の学会、シンポジウム等で積極的に発表するとともに、中長期目標の期間内に810報以上の査読論文を発表する。また、論文の量と併せて質の向上を図り、国際的に注目度の高い学術雑誌等に積極的に発表することとし、中長期目標の期間内における全発表論文のインパクトファクター総合計値900以上とする。 ② 研究成果の普及・利活用を推進するため、成果を分かりやすく取りまとめホームページに掲載するとともに、	(指標 2 - 3) ア 広く国民や関係機関に分かりやすい研究情報を発信しているか。特に、地球温暖化への対応や有害化学物質による農作物汚染など国民の関心が高い分野において、科学的かつ客観的な情報発信に努めているか。 イ 講演会やイベント開催等、研究者と一般消費者や生産者が交流する場を通じて、研究に関する相互理解の増進に取り組んでいるか。 ウ 「主要研究成果」に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。 エ ユーザーのニーズを踏まえた研究成果のデータベース化やマニュアル化等による成果の利活用促進の取組は十分行われているか。 オ 論文の公表や IF に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進 研究開発の推進に際しては、研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究成果の権利化や許諾等の取扱いに関する知財マネジメントを研究開発の企画段階から一体的に実施する。 その際、我が国の農業の振興に配慮しつつ、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直す。また、特許権等に係る情報の外部への提供を積極的に進めるとともに、技術移転に必要な取組を強化する。 また、農林水産研究知的財産戦略（平成19年3月22日農林水産技術会議決定）等を踏まえ、必要に応じて知的財産方針を見直す。 なお、特許の出願及び実施許諾については、数値目標を設定して取り組む。	各種のシンポジウム、講演会、イベントを開催する。 ③ 記者発表による最新情報の発信をはじめとするマスメディアを通じた広報、広報誌等の印刷物、インターネット、農業環境インベントリー展示館や各種イベント出展等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。研究成果について、中期目標期間中に30件以上のプレスリリースを行う。 ④ 国際シンポジウムの開催及び国際的なメディアを通じた情報提供等、国内外に対する研究所の情報発信機能の強化を図る。 (4) 知的財産権等の取得と利活用の促進 ① 研究開発の推進に際しては、研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究成果の権利化や許諾等の取扱いに関するマネジメントを研究開発の企画段階から一体的に実施する。 ② 我が国の農業の振興に配慮しつつ、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進め、中長期目標の期間内に25件以上の国内特許出願を行う。また、保有特許については、実施許諾の状況等を踏まえ、保有の必要性を随時見直す。 ③ 特許権等に係る情報の外部への積極的な提供等により技術移転を進め、中長期目標の期間内における毎年度の特許の実施許諾数は6件以上とするとともに、技術移転に必要な取組を強化する。 ④ 農林水産研究知的財産戦略（平成19年3月農林水産技術会議決定）等を踏まえ、必要に応じて知的財産方針を見直す。	カ 研究成果に関する情報提供と公開は適切に行われたか。プレスリリースに関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。 キ 研究成果の知財化のため、研究職員への啓発や知財マネジメントに適切に取り組んでいるか。 ク 国内特許に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。 ケ 海外での利用の可能性、我が国の農業等への影響、費用対効果等を考慮しつつ、外国出願・実施許諾は適切に行われているか。 コ また、保有特許について、維持する必要性の見直しを随時行っているか。 サ 保有する特許等について、民間等における利活用促進のための取組は適切に行われているか。国内特許の実施許諾に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。
4. 専門分野を活かしたその他の社会貢献 (1) 分析及び鑑定の実施 行政、民間、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究所の高い専門知識が必要とされる分析及び鑑定を実施する。	4. 専門分野を活かしたその他の社会貢献 (1) 分析及び鑑定 行政、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究所の高い専門知識が必要とされ、他の機関では実施が困難な化学物質の分析、昆虫や微生物等の鑑定を実施するとともに、農業環境に係る様々な技術相談に対応する。	(指標2-4) ア 行政等の依頼に応じ、専門知識を必要とする分析・鑑定が適切に行われたか。

(2) 講習、研修等の開催 講習会の開催、国公立機関、民間、大学、海外機関等外部機関からの研修生の受入れ等を行う。 (3) 国際機関、学会等への協力 国際機関、学会等への専門家の派遣、技術情報の提供等を行う。	(2) 講習、研修等の開催 ① 農業環境に関する講習会や講演会等を開催するとともに、国及び団体等が主催する講習会や研修会等に積極的に協力する。その際、各講習等について受講者へのアンケート調査等により有効性等を検証し、講習内容等の改善に努める。 ② 研究成果の普及による農業環境技術の向上に貢献するため、技術講習等の制度により、国内外の機関からの研修生を積極的に受け入れる。 (3) 国際機関、学会等への協力 我が国を代表する農業環境に関する研究機関として、国際機関や国内外の学会に役員や委員として職員を派遣して、その運営に協力するとともに、情報の発信と収集を図る。特に、IPCC等が開催する国際会議には積極的に職員を派遣する。	イ 講習、研修等の開催、国等の講習への協力、研修生の受け入れ等が積極的に行われたか。 ウ 国際機関等の要請に応じた専門家の派遣、学会等への委員の派遣が適切に行われているか。
第4 財務内容の改善に関する事項 1. 収支の均衡 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。 2. 業務の効率化を反映した予算計画の策定と遵守 「第2 業務運営の効率化に関する事項」及び上記1. に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 1. 予算 平成23年度～平成27年度予算 [人件費の見積り] 期間中総額6,997百万円を支出する。 ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。 なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を合わせた総額は、7,395百万円である。(競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金並びに国からの委託費、補助金の獲得状況等により増減があり得る。) また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関派遣職員給与及び再雇用職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。 2. 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 3. 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画	(指標3) (指標3-1) ア 業務運営の効率化に関する事項及び法人経営に係る具体的方針に基づき、法人予算全体の人件費(業績評価を勘案した役員報酬を含む)、業務経費、一般管理費等法人における予算配分について、明確な配分方針及び実績が示されているか。 イ 研究業務の一部を外部委託した場合、外部委託の考え方と外部委託費の内訳が明記されているか。 ウ 運営費交付金の未執行率が高い場合、その要因を明確にしているか。 エ 利益剰余金について、その財源ごとに発生要因を明確にし、適切に処理されているか。目的積立金の申請状況と申請していない場合は、その理由が明確にされているか。 オ 会計検査院、政独委等からの指摘に適切に対応しているか。(他の評価指標の内容を除く)

3. 自己収入の確保 受益者負担の適正化、特許使用料の拡大等により自己収入の確保に努める。 4. 保有資産の処分 施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。	4. 自己収入の確保 特許実施許諾を促進するとともに、依頼分析・依頼鑑定、依頼研究員受入についてコストに見合う費用を徴収することなどにより自己収入の確保に努める。なお、受益者負担については、適宜見直しを行い適正な水準に設定する。 5. 保有資産の処分 既存の施設・設備等保有資産のうち、利用率の改善が見込まれないなど不要と判断されるものを処分する。	(指標3-4) ア 法人における知的財産権等の実施料収入等、自己収入増加に向けた取組が行われ、その効果が現れているか。 (指標3-5) ア 保有の必要性等の観点から、保有資産の見直しを行っているか。また、処分することとされた保有資産について、その処分は進捗しているか。 イ 施設・整備のうち不要と判断されたものについて、処分損失等にかかる経理処理が適切になされているか。
	第4 短期借入金の限度額 中長期目標の期間中の各年度の短期借入金は、4億円を限度とする。 想定される理由： 年度当初における国からの運営費交付金の受入れ等が遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費等の支払遅延を回避するため。	(指標4) 短期借入を行った場合、その理由、金額、返済計画等は適切か。
	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	(指標5) 中長期計画に定めのある不要財産の処分について、その取組が計画通り進捗しているか。
	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	
	第7 剰余金の使途 研究成果の普及に係る発表会等の追加実施や研究業務の充実・加速に必要な研究機器等の更新・購入等に使用する。	(指標7) 剰余金は適正な使途に活用されているか。

第5 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	
	1. 施設及び設備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性、既存の施設・設備の老朽化の現状及び研究の重点化方向等を踏まえ、真に必要な施設及び設備の整備改修等を計画的に行う。 平成23年度～平成27年度施設、設備に関する計画	(指標 8-1) ミッションの達成に向けた施設・設備の計画的整備が行われているか。
1. 人事に関する計画 (1) 人員計画 期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。 (2) 人材の確保 研究職員の採用に当たっては、任期制の活用等、雇用形態の多様化及び女性研究者の積極的な採用を図りつつ、中長期目標達成に必要な人材を確保する。研究担当幹部職員については、公募方式等を積極的に活用する。	2. 人事に関する計画 (1) 人員計画 ① 方針 効率的・効果的な業務の推進が図られるように、適切な職員の配置を行う。また、研究分野の重点化や研究課題を着実に推進するために、職員を重点的に配置する。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数を上回らないものとする。 (参考：期初の常勤職員相当数183名) (2) 人材の確保 ① 若手研究職員の採用に当たっては、原則として任期付雇用とテニユアトラック制を活用し、研究所の研究推進に必要な優れた人材を確保する。 ② 研究職員における全採用者に占める女性の割合については、前期実績を上回るよう、女性研究者を採用するとともに、積極的に活用を図る。 ③ 次世代育成支援行動計画に基づき、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に努める。 ④ 研究リーダーについては、広く研究所内外から優れた人材を確保するため、公募方式を積極的に活用する。	(指標 8-2) ア 期末の常勤職員数が、期初職員相当数を上回っていないか。 イ 任期付雇用、研究リーダーの公募等を活用するなど、雇用形態の多様化を図り、人材の確保に努めているか。 ウ 女性研究者の積極的な採用と活用に向けた取組が行われているか。また、その実績はどうか。 エ 仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に向けた取組が行われているか。
2. 法令遵守など内部統制の充実・強化 研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守を徹底する。特に、規制物質の管理等について一層の徹底を図るとともに、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図	3. 法令遵守など内部統制の充実・強化 ① 研究所に対する国民の信頼を確保するため、業務に関わる法令や研究及び研究員の不正防止に関するガイドライン等について研修・教育を実施する等により、法令遵守や倫理保持を徹底	(指標 8-3) ア 内部統制のための法人の長のマネジメント（リーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り

る。また、研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制の更なる充実・強化を図る。 さらに、法人運営の透明性を確保するため、情報公開を積極的に進めるとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府の方針を踏まえ、個人情報保護など適切な情報セキュリティ対策を推進する。	する。 ② 規制物質をはじめとする化学物質の管理については、化学薬品等管理規程の遵守、薬品管理システムの適確な運用等により管理の徹底を図る。職員への教育の徹底等により、放射性同位元素、遺伝子組換え生物等の法令に基づく適正な管理を行う。 ③ 研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすため、理事長のトップマネジメントが的確に発揮できるよう内部統制の更なる充実・強化を図る。 ④ 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、保有情報の提供業務を充実させるとともに、情報開示請求があった場合には適正に対応する。また、研究所における個人情報の適正な取扱いを一層推進する。 ⑤ 研究所の情報資産を保護するため、情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。情報セキュリティポリシーについては、「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府の方針を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、情報セキュリティ対策の向上を図る。	組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応、内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)は適切に行われているか。 イ 内部統制のための監事の活動（法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施、監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告）が適切に行われているか。 ウ 倫理保持や法令遵守についての意識向上を図るための研修、法令違反や研究上の不正に関する適切な対応など、法人におけるコンプライアンス徹底のための取組が行われているか。 エ 規制物質の管理が適正に行われているか。化学物質の一元管理の導入等、措置するとされた改善策の徹底が図られているか。 オ 法人運営についての情報公開の充実に向けた取り組みや情報開示請求への適切な対応が行われているか。また、情報セキュリティ対策や個人情報保護は適切になされているか。
3. 環境対策・安全管理の推進 研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。 また、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を進める。	4. 環境対策・安全管理の推進 ① エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき、エネルギー使用の合理化をより一層推進するため、研究所独自の環境マスタープランを策定し、施設の整備や維持管理に取り組むとともに、資源・エネルギー利用の節約、廃棄物の減量化とリユース、リサイクルの徹底、化学物質の管理の強化等を推進する。また、これらの措置状況については環境報告書により公表する。 ② 事故及び災害を未然に防止するため、研究所に設置する環境・安全委員会等による点検、管理及び施設整備等の取り組みを一層推進するとともに、安全衛生に関する役職員の意識向上に向けた教育・訓練を実施する。	（指標8－4） ア 資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷軽減の取り組みを積極的に行っているか。また、その取組を公表しているか。 イ 職場環境の点検・巡視等の安全対策及び安全衛生に関する職員の教育・訓練が適切に行われているか。
	5. 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越し	（指標8－5） 前期中期目標期間繰越積立金は適正な用途に活用されているか。

	た有形固定資産の減価償却に要する費用等及び東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中長期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用に充当する。	
--	---	--